

相続特別定期預金

ご家族から受け継いだ大切なご資産を特別金利で…

適用
金利

1年

0.750%

(税引き後 年0.597%)

特別金利は初回満期日までの適用となります。自動継続後は、継続日における店頭金利が適用されます。

(2026年4月1日現在)

【ご利用いただける方】

相続手続き完了後から1年以内で、相続により取得した資金を原資として預入できる個人の方(組合員に限定)

【預金種類】 スーパー定期預金・大口定期預金

【預入金額】 100万円以上(相続での受取額を上限とします。)

※他金融機関で相続手続きした相続預金、相続した不動産・有価証券等の売却代金も含まれます。

【預入期間】 1年(自動継続扱)

【必要書類】

- ① 本人確認書類、届出印
- ② 相続完了時期が分かる書類
- ③ 相続人であることが分かる書類
- ④ 相続による取得資金が分かる書類
(相続依頼書写、遺産分割協議書写、遺言書写、戸籍謄本写、他行通帳・計算書写 等)

〈ご注意事項〉

- 同定期預金のお取扱いはお一人様一回限りとなります。
- 中途解約された場合には、所定の中途解約利率が適用されます。
- 本預金は、預金保険制度の対象です。ただし、すでにお預け頂いている他の預金保険の対象となる預金と合算して、1,000万円とその利息が保護の対象となります。
- 経済金融情勢が大幅に変化した場合は、上記優遇金利の内容の見直し、またはお取扱いの中止をする場合があります。

お問い合わせは
こちら



商品の詳しい内容につきましては、
お電話またはホームページより
お問い合わせください。



愛知県医師信用組合

愛知県医師信用組合 預金係

☎ 0120-144932 TEL 052-242-2351

<https://www.aichikenishishin.co.jp/>

愛知県医師信用組合

検索

